

平成30年8月10日

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 御中

日本 I T 団 体 連 盟
政 策 委 員 会
委 員 長 別 所 直 哉

知的財産戦略本部・インターネット上の海賊版対策に関する検討会議への提案

- 効果的な海賊版対策のための技術方式について -

今回の検討会議の主題は海賊版サイトへの有効な対策を検討することにあると理解しております。海賊版サイトに対する根本的な解決方法は、海賊版サイトの削除、警察による海賊版サイト運営者の摘発ですが、CDN 事業者等への配信停止要請、海賊版サイトへの広告出稿抑止、海賊版サイトへの広告料等の支払抑止、フィルタリング、消費者への啓発など様々な対策が存在しており、それらの対策が有機的に機能するための検討は不可欠です。

そして、それに加えて、技術的な対策の検討もまた希求される場所であると理解しています。しかし、現在、俎上に乗せられている技術的対策はサイトブロッキングという方法に限られており、技術的観点からは有効性に著しく欠け、オペレーションミスが発生した場合の損害が甚大であるだけでなく、多数の利用者の通信秘密を侵害するという犯罪行為に該当することから憲法上、刑法上、電気通信事業法上の諸課題を惹起しているという状況にあります。

そこで、今回はブロッキングに代えて、下記の技術手段を検討することを提案いたします。両者の主な違いは次表に示す通りです。

技術手段	ブロッキング方式	アクセス集中方式
行為対象	1億人のネットユーザ	悪質サイトを直接狙い撃ち
実施主体	多数のインターネットプロバイダ	権利者本人(委託先を含む)
技術的難易度	高 (回避可能性が高く、コストも高い)	低
即応性	低	高 (正当防衛の適用も可能)
回避可能性	極めて高	低
回避手段	IP アドレス打ち	CDN の利用
	VPN (WiFi 普及のため導入促進中)	—
違法者の対応コスト	低	高
無関係なサイトへの影響	オーバーストッキングの危険性大 (発生しても被害者側にはわからない)	相対的に危険性は低い (発生すれば被害者側は容易にわかる)
第三者の権利侵害	1億人の通信の秘密を侵害	積極的侵害無し

両者の相違点は、(1)ブロッキングは1億人の通信の秘密を侵害する行為でありながら、その効

果は極めて薄く、インターネットプロバイダのコストがかかる(利用者が利用料を通じて負担する)上に、オペレーションミスが甚大な被害をもたらしたときに補償できる人がいないものであり、(2)アクセス集中方式は利用者には迷惑をかけず、効果も高く、権利者自らのコスト負担で実施が可能であり、オペレーションミスもリスクは権利者自らが負うもの、というものです。

何より、1億人の権利を犠牲にして得るものが少ないブロッキングに比べれば、海賊版サイトの運営者だけが影響を受け、回避手段を講ずるにはコストがかかる構造であることが、優れていると言えます。そして、不正な権利侵害を行う者に対する自衛のための攻撃を認めることは、不正な権利侵害に対する強い抑止力として犯罪行為としての摘発に次いで効果のある行為であります。

アクセス集中方式はサイバー攻撃の手段としても使われる方法であり、業務妨害などの違法行為に使えばいうまでもなく犯罪です。しかし、麻薬販売サイトの運営を妨げても偽計業務妨害罪には該当しないという考え方などに照らせば、業務妨害罪にはそもそも該当しないという考え方もありますし、さらには、不正な侵害行為に対する正当防衛行為として違法性を阻却するものであるという整理も可能なものです。また、現在検討されているブロッキングの適法化のためには表現の自由(知る権利)や通信の秘密との関係から法制度を創生するとしても、緊急避難と同程度の要件が不可欠であることを考えると、より直接的で効果が期待できるアクセス集中方式の検討なくして議論を進めることが難しいということもあります。

なお、正当防衛としての行為であれば、最終的判断は裁判所によるものとなりますが、インターネットプロバイダ等の協力を仰ぐことなく、権利者自らが、今にでも採用することができる方策であり、本検討会の結論を待つ必要がないという点でも優れていると考えます。もちろん、その場合も手段の相当性という要件を満たす必要があるため、例えば、海賊版サイトがCDNを使ってその事業者が判明している場合などには予め当該事業者への配信停止要請やアクセス集中予告などを行った上で実施するなどの工夫は必要となります。しかし、それらの事前の予告行為は、海賊版サイトに事前に準備を行わせる結果をもたらす負の効果は少なく、帰ってこれまで消極的であった海賊版サイトに協力するクラウドサービス提供者、CDN事業者などに海賊版サイトとの契約を解除するなどの行為と取らせるインセンティブとして機能することが期待できると考えています。

また、海賊版サイトが海外にあった場合であっても、アクセス集中方式の場合には回避手段がないため有効性に疑義はないと思いますし、当該国政府からサイバー攻撃だと言われるような場合には、日本国政府として知的財産権侵害サイトを徹底排除するように当該国に強く要請いただく良い契機となると考えます。

実効性のある海賊版サイト対策を講ずることを目的とするのであれば、上記の通り、ブロッキングに代えて、アクセス集中方式の検討を進めることが必須であると考えます。なお、日本IT団体連盟は、国内の主要なIT関連団体が加盟する、参加企業数5,000社、従業員数400万人に及ぶ国内最大のエンジニア集団を代表する団体であり、多岐にわたる専門家やエンジニアを抱え様々なノウハウを持っていますので、より効果的なアクセス集中手段の実装について技術的支援を行っていくことができればと望んでいます。